

## さかた健康づくりビジョン【健康さかた 21（第 4 期）】（仮称） 【酒田市自殺対策計画（第 2 期）】（仮称）の策定について

### 1. さかた健康づくりビジョン【健康さかた 21（第 4 期）】（仮称）について

さかた健康づくりビジョン【健康さかた 21（第 4 期）】（仮称）は、次期国民健康づくり運動プラン（健康日本 21（第 3 次））の地方計画であり、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項に基づく「市町村計画」です。

現在のさかた健康づくりビジョン【健康さかた 21（第 3 期）】は、市民みんながいつまでも元気に健康で暮らすことができる地域社会を実現していくことを目的とし、平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間の期間としました。しかし、国・県の計画が 1 年延長となったため、それに合わせ令和 5 年度までの計画としました。

国の示す次期国民健康づくり運動プラン（健康日本 21（第 3 次））は、令和 6 年度から 12 年間の計画として大枠が示されました。県の健康増進計画（健康やまがた安心プラン）は、今年度策定し、計画期間は国と同様 12 年の予定となっています。

### 2. 酒田市自殺対策計画（第 2 期）（仮称）について

酒田市自殺対策計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「市町村計画」です。現在の酒田市自殺対策計画の期間（平成 31 年度～令和 4 年度）は、さかた健康づくりビジョンへ自殺対策計画を包含した計画を策定するため 1 年延長し令和 5 年度までとしました。

国では、令和 4 年 10 月 14 日に自殺総合対策大綱が閣議決定されました。県では、自殺対策計画（いのち支える山形県自殺対策計画（第 2 期））が策定され、令和 5 年度から 9 年度までの 5 年計画として今年度から開始となっています。

### 3. 次期計画の策定について

1 と 2 をふまえ、本市では今年度、健康増進計画へ自殺対策計画を包含した計画を策定します。さかた健康づくりビジョン【健康さかた 21（第 4 期）】（仮称）は、国・県の計画に合わせ計画期間を 12 年として中間見直しを行います。自殺対策計画については概ね 5 年とあるため、市の計画期間は 6 年とし同時期に見直しを行います。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	～	R17
健康日本21		10年間										1年延長	12年間					
山形県健康増進計画		10年間										1年延長	12年間					
さかた健康づくりビジョン		5年間					6年間					1年延長	12年間					
自殺総合対策大綱		約5年間					約5年間					約5年間						
山形県自殺対策計画							5年間					5年間						
酒田市自殺対策計画							4年間				1年延長	6年間						

#### 4. 計画策定の体制について

(1) 酒田市健康づくり協議会（今年度3回開催）

医療・保健関係団体、介護・福祉関係団体、自治会関係団体、教育分野関係者、地域住民、行政機関等の代表者22名の委員による協議会を開催し、広く意見を聴取し計画に反映させる。

(2) 健康な市民生活総合推進委員会（今年度3回開催）

関係部課長からなる委員会を設置し、計画策定に関して意見聴取する。

#### 5. 計画策定のこれまでの経過について

令和4年	6月	1日	民生常任委員協議会説明
	7月		分野ごとのワーキング
	9月	1日	民生常任委員協議会説明
	10月	17日	第1回健康づくり協議会開催
	11月	15日～	健康づくりアンケート実施
令和5年	3月		分野ごとのワーキング
	5月		新体制分野ごとワーキング
	6月	1日	民生常任委員協議会説明

#### 6. 今後の予定

・アンケート結果課題等について

令和5年7月	5日	第1回	健康な市民生活総合推進委員会開催
	7月18日	第1回	酒田市健康づくり協議会開催

・計画素案について

	10月下旬	第2回	健康な市民生活総合推進委員会開催
	11月上旬	第2回	酒田市健康づくり協議会開催
	11月29日		民生常任委員勉強会（計画素案）

・計画案について

令和6年1月	中旬	第3回	健康な市民生活総合推進委員会開催
	2月上旬	第3回	酒田市健康づくり協議会開催
	2月中旬		民生常任委員勉強会（計画案）
	2月下旬～		パブリックコメントの実施